

平成30年度

# 家族そろって加入しましょー！ 交通災害共済に

## ●交通災害共済とは

加入者が交通災害(交通事故による災害)にあった場合に被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です。

掛 金/  
年額(ひとり) **500円**

共済期間/  
**平成30年4月1日から**  
(中途加入の場合は、その翌日)  
**平成31年3月31日まで**

**請求手続きはカンタン!**

**加入条件を満たしていれば  
いつでもどなたでも  
加入OK!**

### 加入条件

山梨県内の次の市町村に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方(他県等に転出している学生は、加入できません。)

### 市町村

- 全14町村●南アルプス市●北杜市
- 甲斐市●笛吹市●上野原市●甲州市
- 中央市

※お住まいの市役所・町村役場で加入手続きをしてください。

- この共済は、上記21市町村にて共同で実施し、山梨県市町村総合事務組合において、共同処理しています。

通院1日から  
見舞金の  
支給  
対象!

## 山梨県市町村総合事務組合

甲府市蓬沢1丁目15-35

山梨県自治会館内

TEL055-235-3237

<http://www.ysc-yamanashi.or.jp/>

お問い合わせは、お住まいの市役所・町村役場まで

## 自転車事故など、小さな交通災害もカバー!

交通災害にあったときは、自転車事故などの事故も必ず警察署に事故の届出をしてください。

**交通事故証明書等がないと、見舞金は3万円が限度となります。**

### 見舞金の額 (共済期間内の交通災害に適用)

等級	被害の程度(ケガの治療日数等)		見舞金
1	死	亡	100万円
2-1	身体障害者福祉法に	1～3級の障害	30万円
2-2	基づく身体障害者等級	4～7級 "	20万円
3-1	入院日数	90日以上	18万円
3-2	実治療日数		9万円
4-1	入院日数	75～89日	16万円
4-2	実治療日数		8万円
5-1	入院日数	60～74日	14万円
5-2	実治療日数		7万円
6-1	入院日数	45～59日	11万円
6-2	実治療日数		5.5万円
7-1	入院日数	30～44日	8万円
7-2	実治療日数		4万円
8-1	入院日数	16～29日	5万円
8-2	実治療日数		2.5万円
9-1	入院日数	6～15日	3万円
9-2	実治療日数		1.5万円
10	実治療日数	1～5日	1万円

### 備考

- ①実治療日数とは、入院日数と通院日数を合算した日数です。
- ②1日に2つ以上の医療機関等で治療等を受けた場合の日数は、1日として計算します。
- ③見舞金は、入院日数または実治療日数にて算定した見舞金のいずれか高い額をお支払いします。

### 特例

#### 葬祭費用

見舞金を受け取るご遺族がいなくときに葬祭執行者にお支払いするもの

上限50万円

#### 弔慰金

交通災害による死亡が自殺であったとき、ご遺族にお支払いできるもの

20万円



# お申込み方法

## 見舞金が 支払われない 交通災害

交通災害共済加入申込書に掛金を添えて、お住まいの市役所・町村役場（市町村によっては指定された金融機関）にお申込みください。

- ① 自殺
- ② 無免許運転
- ③ 酒酔い・酒気帯び運転
- ④ 故意または重大な過失
- ⑤ 見舞金受取人の犯罪行為
- ⑥ 地震等の天災または暴動等の異常事態
- ⑦ 道路交通法その他の法律に違反する行為

### ●対象となる交通災害

次の交通機関の交通途上における運行に起因する接触、衝突、墜落、転覆等により生じた事故（日本国内において発生したものに限ります。）

#### 対象となる交通機関

- 自動車 ●自動二輪車 ●原動機付自転車 ●自転車 ●電車 ●ケーブルカー
- ロープウェイ ●**身体障がい者用の車いす**※ ●航空機 ●船舶など

※平成28年度から新たに対象となりました（電動車いす等も含まます。）。

### 【ご注意】次の場合は交通災害ではありません。（主なもの）

- ◎歩行中に誤って転倒（車両の運行に起因するものは対象になります。）
- ◎幼児用乗用具（玩具）による自損事故
- ◎一定の場所で停止して行う作業中の事故
- ◎駐停車中の交通機関の乗降時における事故
- ◎自宅敷地内、畑などでの事故（交通事故証明書が取得できる場合を除く。）

### ●見舞金等の請求手続

書類を準備する前に、対象となる交通災害であるかの確認を含め、必ず加入した市役所・町村役場にお問い合わせ下さい。

必要な書類（書類の費用は自己負担となります。）	死亡	障害	傷害
①交通災害共済見舞金請求書	○	○	○
②交通事故証明書（自動車安全運転センター発行：写し可） ◆交通事故証明書が取得できない場合は、交通事故によるものであることが判定できる救急搬送証明書（消防署発行） ◆電車・船舶・飛行機の事故の場合はその所轄の責任者の発行する証明書 ◆上記の証明書がない場合は、交通災害申立書（見舞金は3万円が限度となります。）	○	○	○
③診断書（施術証明書）・・・所定の様式 ◆所定の診断書の内容がすべて記載された書類の写し（原本証明が必要）でも可 ◆あんま・マッサジ・指圧師、はり師、きゆう師の施術の場合は、医師の同意があることがわかる書類を添付			○
④身体障害者診断書・意見書及び身体障害者手帳の写し		○	
⑤運転免許証の写し（運転していた場合）	○	○	○
⑥死亡診断書又は死体検案書の写し	○		
⑦戸籍謄本	○		
⑧交通災害共済加入者証	○	○	○

(注) (1) 交通災害にあった加入者（未成年者の場合は親権者）以外の方が請求する場合は委任状が必要です。  
(2) ゆうちょ銀行へ送金を希望する場合は、通帳の記号及び番号が記載されたページの写しが必要です。  
(3) 上記以外にも必要に応じて他の書類を提出していただくことがあります。

### 【請求期間】 交通災害が発生した日の翌日から **2年以内です!**

- ※請求期限日に市役所・町村役場が休みの場合は、休みの前日までです。
- ※請求期間経過後の請求は無効になります。治療継続中であっても2年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。
- ※見舞金は次の日から請求することができます。
  - ①交通災害で死亡した日またはケガが治った日（症状固定（中止）した日）で事故翌日から2年以内
  - ②入院日数または実治療日数が90日に達してもケガが治らないときは、90日に達した日

【平成28年度加入・支払状況】	加入者数	118,991人
	見舞金支払件数	895件
	見舞金支払金額	50,970,000円

